

札幌市  
中央区介護予防センター北一条  
運営事業  
受託法人募集要項

令和 7 年10月

札幌市保健福祉局  
高齢保健福祉部介護保険課  
(TEL : 011-211-2547)

## 【目 次】

### 札幌市中央区介護予防センター北一条 運営事業受託法人募集要項

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 1. 募集の主旨・概要・・・・・・・・・・ | 3  |
| 2. 応募について・・・・・・・・・・   | 5  |
| 3. 委託料等について・・・・・・・・・・ | 10 |
| 4. 選定について・・・・・・・・・・   | 11 |

# 第1章 募集の趣旨・概要

## 1 募集の趣旨

札幌市中央区介護予防センター北一条について、令和8年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日を予定）の運営法人を募集する。

## 2 介護予防センターについて

### (1) 設置目的

札幌市では、地域の高齢者やその家族に対する総合的な相談支援や、地域包括支援センター（以下「包括」という。）や地域の福祉活動と連携した介護予防事業の実施と普及・啓発によって、地域の高齢者の心身の健康維持や保健・福祉・医療の向上を図ることを目的に介護予防センター（以下「予防センター」という。）を設置している。

### (2) 業務内容

令和8年度札幌市介護予防センター運営事業（札幌市中央区介護予防センター北一条）仕様書（案）第5項及び札幌市介護予防センター運営方針で示す業務

ア 総合相談支援業務

イ 介護予防普及啓発業務

ウ 地域介護予防活動支援業務

エ 専門職と連携した介護予防機能強化業務

オ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

カ 自主活動化支援業務

キ 地区地域ケア会議の開催

ク 区連絡会議への出席及び区内の介護予防センターとの連携

ケ 研修会及び連絡会議への参加

コ 広報活動

※ 法令・制度等の変更により業務内容が変更される場合がある。

※ 令和8年度予算の議決結果により業務の規模が変更される場合がある。

## 3 募集区

| 区   | センター名       | 担当地区       |
|-----|-------------|------------|
| 中央区 | 介護予防センター北一条 | 東北・東、苗穂、豊水 |

※担当地区は、まちづくりセンターの管轄地域を示す。

## 4 人員の配置について

札幌市介護予防センター運営事業実施要綱に基づき、保健福祉職の専門職2名を、常勤・専従（※専従とは、ある業務や職務に専ら従事すること）で配置すること。なお、保健福祉職とは、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉主事等をいう。

## 5 設置場所及び設備について

設置場所及び設備については、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 設置場所は担当地区内とする。なお、高齢者の相談窓口という趣旨を踏まえ、所在地がわかりやすいよう、市民の目に触れやすい表示（看板の設置）や周知（チラシやホームページ等）を行うこと。
- (2) 事務所は、事務室として運営に必要な面積を有するものとし、同一施設内の他の事業と共用することも差し支えない。
- (3) 個人情報を取り扱うことを踏まえ、施錠できる書類保管庫等を設置すること。なお、同一建物内に他の介護保険サービス事業所等の事業と併設して事務所を設置する場合など、他事業との書類保管庫の共有は認めない。

## 6 実施体制について

予防センターの業務の実施体制は以下のとおりとする。

- (1) 業務時間  
業務時間は、札幌市の例に準じ、原則、月曜日から金曜日までの週5日、1日あたり8時45分から17時15分までの8時間30分とするが、これ以外の時間において、運営法人の基準に従い業務を行うことは差し支えない。
- (2) 相談窓口業務  
相談窓口としての業務については、業務時間内は常に相談対応できる体制を確保し、時間外の緊急時の相談対応については、必要な連絡体制を確保しておくものとする。
- (3) 専用電話の設置、電子メールアドレスの確保  
介護予防センター専用回線及び専用の電子メールアドレスを確保すること。

## 7 契約期間

本件についての契約期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。なお、令和9年度以降の契約は、受託法人が業務を良好に遂行したときは所定の手続きなどを経た上で、単年度ごとに締結するものとする。

ただし、受託者が介護保険法及びこれに関連する政省令等に定められた事項を遵守しない場合等は、札幌市地域包括支援センター運営協議会に諮り、期間の満了を待たずに契約を解除する場合がある。

## 第2章 応募について

### 1 応募資格

札幌市介護予防センター運営事業実施要綱に基づき、適切、公正、中立かつ効率的に予防センターを運営することができ、次の要件を満たす法人とする。

- (1) 次の要件を満たす法人であること。

令和7年10月1日時点で、札幌市内において、下記に示す介護保険サービス等を提供する事業所または施設を有し、介護保険サービス等の提供実績があること。

【居宅介護支援】 居宅介護支援

【居宅サービス（介護予防も含む）】 訪問介護（訪問型サービス）、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護（通所型サービス）、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護

【施設サービス】 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

【地域密着型サービス（介護予防も含む）】 夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護

【地域包括支援センター】 【介護予防センター】

- (2) 申請書類受付日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事由の発生の日から申出日までにおいて3年を経過しない者でないこと。
- (3) 申請書類受付日において、直近1年間の市区町村税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (4) 申請書類受付日において、札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (5) 役員の中に契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処された者がいないこと。
- (6) 申請書類受付日において、会社更生法及び民事再生法等による手続きをしている法人でないこと。
- (7) 申請書類受付日において、不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者でないこと。
- (8) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）に基づき札幌市が発注する建設工事その他の事務又は事業の執行により暴力団の活動を助長

し、又は暴力団の運営に資することのないように、暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることを承知していること。

- (9) 役員等が、次に掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当することのないこと。

ア 役員等（申出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

- (10) 上記(9)の各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第13条第2項に基づき、役員名簿等が札幌市から警察その他の関係機関に提供されることに同意すること。

## 2 応募の抹消

応募した法人（以下「応募者」という。）が、応募書類の受付締切日以降、選定の日までの間に、次のいずれかに該当した場合は、その応募を抹消し、また、事業の受託候補者となっている場合にはその対象から除外する。

- (1) 受付期間内に応募書類が全て提出されなかった場合
- (2) 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当した場合
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止に該当した場合
- (5) 応募者またはその関係者が、本応募の採否に係る働きかけを目的とし、直接又は間接に札幌市介護予防センター運営事業企画競争実施委員会委員、札幌市地域包括支援センター運営協議会委員、本市職員などの本件関係者と接触をもった場合

### 3 参加手続き等

#### (1) 参加意向申出書の提出

ア 提出期限 令和7年10月16日（木） 17時15分まで

イ 提出書類

参加意向申出書（様式第1号）

ウ 提出方法

持参、郵送又は電子メールにて提出とする。郵送の場合は、簡易書留やレターパックなど配達記録や追跡サービス付きのものにより提出期限までに必着するようにすること。電子メールの場合は、申し出たうえで提出すること。

エ 提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所3階（北側）

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 担当：吉本

**電子メール [\\_kaigoyobou@city.sapporo.jp](mailto:kaigoyobou@city.sapporo.jp)**

オ 受付時間

8時45分から17時15分（土日・祝日を除く）

カ 参加資格結果通知

上記イの提出書類の内容を精査し、上記アの提出期限から5日以内をめぐりに参加資格審査結果を通知する。

キ 参加資格が認められなかった者に対する理由の説明要求

上記カにより参加資格が認められなかった者は、通知書等到達日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に、その理由の説明を書面（自由様式）により求めることができる。なお、当該書面の提出は持参、郵送又は電子メール（提出要件は上記ウの後段と同じ。）によること。

#### (2) 応募書類の提出

ア 提出期限 令和7年10月27日（月） 17時15分まで

イ 提出書類

(ア) 法人関係書類

a 法人概要書（様式第2号）

※法人概要パンフレット等があれば添付

b 定款及び寄附行為又はこれに類するもの

c 法人登記簿の謄本

※発行から3か月以内の履歴事項全部証明書

d 貸借対照表

e 損益計算書

f 納税証明書（市区町村税及び消費税）

g 法人役員名簿（様式第3号）

h 札幌市内で提供している介護保険サービス等の概要（様式第4号）

i 札幌市内における介護保険サービス（事業所・施設）指導監査等実施状況に係る申出書（様式第5号）

※指摘事項がある場合、監査等結果通知（写）・改善報告書（写）を

提出

(イ) 企画提案書

- a 表紙（自由様式）
- b 事業所設置計画書（様式第6号）
  - ※ 予定ありの場合は地図を添付
- c 人員配置計画書（様式第7号）
- d 運営計画書（様式第8号）
  - ・介護予防センターを運営するにあたっての総合的な取組
  - ・運営体制
  - ・事業の実施方針 - 1
  - ・事業の実施方針 - 2
- e 収支予算計画書（様式第9号）
  - ・経費の内訳を記載すること。（本業務は、消費税法施行令第14条の3第5号及び「消費税法基本通達の制定について」（平成8年4月1日施行）第7節「社会福祉事業等関係」の「包括的支援事業の委託に係る取扱い」6-7-10に該当するため、非課税扱いとする。）
  - ・なお、仕様書（案）5（6）自主活動化支援業務及び（7）「地区地域ケア会議の開催」に係る経費については、項目を分けて積算すること。
- f プレゼンテーション資料（自由様式）
  - ・別紙「評価基準表」の評価項目及び評価の観点の内容に沿った資料を作成し、提出することができる（任意提出）。
  - ・作成にあたっては、図やイラスト、サンプル画像を掲載する等、可能な限り審査員がイメージし易いよう工夫すること。
  - ・プレゼンテーション資料はページの通し番号を付すること。（表紙、目次は除く）
  - ・A4判（縦・横不問）、片面印刷で20ページ以内（表紙及び目次を除く。）とすること。

ウ 提出方法

持参又は郵送にて提出とする。FAX、電子メールは不可。郵送の場合は、簡易書留やレターパックなど配達記録や追跡サービス付きのものにより提出期限までに必着するようにすること。

エ 提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所3階（北側）  
札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 担当：吉本

オ 受付時間

8時45分から17時15分（土日・祝日を除く）

カ 留意事項

- (ア) 法人関係書類及び企画提案書（以下「応募書類」という。）の書類はファイルを用いて、A4版左2穴あけ綴りとする。各様式にインデックスを貼付後、正本を1部、副本を10部提出すること。

- (イ) ファイルの表紙及び背表紙に下記のとおり「札幌市中央区介護予防セン



ター北一条運営事業受託法人応募申請書」「法人名」と表記すること。

【ファイル表紙】

|                                                             |
|-------------------------------------------------------------|
| 札幌市中央区<br>介護予防センター北一条<br>運営事業受託法人<br>応募申請書<br><br>〇〇法人 〇〇〇会 |
|-------------------------------------------------------------|

【ファイル背表紙】

|                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------|
| 札幌市<br>中央区<br>介護予防<br>センター<br>北一条<br>運営事業<br>受託法人<br>応募<br>申請書<br><br>〇〇法人<br>〇〇〇会 |
|------------------------------------------------------------------------------------|

- (ウ) 専門的用語等については、必要に応じて解説や用語集等を付けるなど、専門的知識がなくても理解しやすいよう記載すること。
- (エ) 提出できる企画は、1 提案者につき 1 案までとし、複数案の提案は認めない。また、1 案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認められない。
- (オ) 本市の仕様書に示す要求事項の記載が漏れていた場合、該当する評価項目を採点しないので、注意すること。
- (カ) 企画内容は、提案者が確実に実現できる範囲で記載すること。企画提案書に記載した内容は提案金額の中で実施できるものとみなす。

#### 4 応募書類等に関する質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和 7 年10月16日（木）17時15分必着

(2) 提出方法

質問票（様式第10号）に記載のうえ、申し出たうえで電子メールにより提出すること。なお、電子メールの件名は「札幌市中央区介護予防センター北一条運営事業に関する質問」とすること。

**電子メール [kaigoyobou@city.sapporo.jp](mailto:kaigoyobou@city.sapporo.jp)**

(3) 回答方法

質問を受理した日の翌日から起算してから 5 日（土日・祝日を除く）以内に、電子メールにより回答する。

また、質問者の具体的な提案事項に密接に関わる質問を除き、質問と回答の内容は原則としてホームページで公開する。

## 第3章 委託料等について

### 1 業務委託額

札幌市中央区介護予防センター北一条の令和7年度の運営に係る業務委託料（契約額）は以下のとおりであり、令和8年度の契約についても同等額の確保を予定している。

#### 【業務委託額実績】

| 業務委託額 <令和7年度 契約>                                                                              |             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| ○介護予防センター運営事業費                                                                                | 11,635,000円 |
| ○自主活動化支援業務費                                                                                   | 90,000円     |
| ○地区地域ケア会議運営費                                                                                  | 45,000円     |
| ※業務委託額には、専門職員の人件費、管理費（事務費、厚生経費、交通費・旅費、印刷製本費、事務所等賃借料・光熱水費、通信費等の役務費他）事業・活動費（会場費、謝礼金、教材費他）を含みます。 |             |
| ※業務委託額は、高齢者人口により増減します。                                                                        |             |

### 2 委託費の支払

会計年度（各年4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、受託者からの請求により支払う。

支払方法については、3回に分割して、完了払いにて支払うこととする。

支払時期は下記のとおり。

1回目：7月（4～6月分として）

2回目：11月（7～10月分として）

3回目：翌年4月（11～3月分として）

※自主活動化支援業務費及び地区地域ケア会議運営費については、3回目に併せて支払う。

## 第4章 選定について

### 1 選定について

契約候補者の選定については、「札幌市介護予防センター運営事業企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）を設置し、応募者の審査を行い、業務委託に適すると認められた法人を契約候補者として選定する。

なお、選定後、札幌市地域包括支援センター運営協議会での協議を経た後に、本市が受託法人として決定する。

### 2 選定の方法

#### (1) 事務局審査

- ・ 提出された応募書類により、資格要件審査項目（「第2章 応募について」「1 応募資格」に掲げる各項目）の審査を行う。
- ・ 事務局審査の結果は、提案書類の全応募者に通知する。

#### (2) プレゼンテーション審査（ヒアリング）

- ・ 令和7年11月下旬から12月上旬ごろ実施予定
- ・ 実施日時、会場等の詳細は事務局審査通過者に別途連絡する。

### 3 企画提案の評価について

#### (1) 評価基準

別紙「評価基準表」のとおり。

#### (2) 評価・採点

実施委員会の各委員が評価基準表の11項目について、それぞれ5段階で評価し、採点する。各委員の採点の合計点を、評価点とする。

#### 【採点基準】

| 段階 | 評価      | 配点  |    |    |
|----|---------|-----|----|----|
|    |         | 12点 | 8点 | 4点 |
| 5  | 特に優れている | 12  | 8  | 4  |
| 4  | 優れている   | 9   | 6  | 3  |
| 3  | 普通      | 7   | 5  | 2  |
| 2  | やや不十分   | 5   | 4  | 1  |
| 1  | 不十分     | 0   | 0  | 0  |

#### (3) 最低基準点

評価点の満点（100点×委員数）の60%を最低基準点とする。

### 4 契約候補者の選定について

#### (1) 契約候補者の選定

評価点が最低基準点を超えた者のうち、最も高い評価点を得た者を契約候補者として選定する。

(2) 同点の場合

評価点が同点となった場合、「3 事業の具体的な実施方針」(3-1～3-4)の合計点が最も高い者を選定する。

それでもなお同点となる場合は、実施委員会委員の協議により決定する。

(3) 提案者が1名であった場合

提案者が1名であっても評価・採点を行い、評価点が最低基準点を超える場合には契約候補者として選定する。

| 評価項目／評価の観点                                    |  | 対象様式                 | 配点   |
|-----------------------------------------------|--|----------------------|------|
| <b>1 法人の適格性（16点）</b>                          |  |                      |      |
| <b>1-1 法人概要</b>                               |  | 様式第2～5               | 8点   |
| ○ 法人理念に基づき、介護保険サービス等を適切に実施しているか               |  |                      |      |
| <b>1-2 総合的な取組</b>                             |  | 様式第8号①               | 8点   |
| ○ 介護予防センターを運営するにあたっての基本方針、運営を希望する理由が具体的かつ適切なか |  |                      |      |
| ○ 中立・公正かつ適切な運営のため、介護予防センターの役割を理解しているか         |  |                      |      |
| 【観点】住民との協働、予防的な視点、地域づくり、中立・公正                 |  |                      |      |
| ○ 業務担当地区の地域特性や高齢者のニーズ及び課題を把握しているか             |  |                      |      |
| <b>2 運営体制（32点）</b>                            |  |                      |      |
| <b>2-1 事業所の設置方針</b>                           |  | 様式第6号                | 8点   |
| ○ 事業所は担当地区内の市民の利便性に配慮した場所へ設置することができるか         |  |                      |      |
| ○ 事業所の設備等は適当か                                 |  |                      |      |
| <b>2-2 職員の配置方針</b>                            |  | 様式第7号                | 12点  |
| ○ 専従職員予定者の人材を確保しているか                          |  |                      |      |
| ○ 専従職員予定者は業務を円滑に進めることができる人材か                  |  |                      |      |
| ○ 職員が業務遂行するために必要な環境整備の具体性                     |  |                      |      |
| <b>2-3 法人のバックアップ体制及び個人情報保護の取組</b>             |  | 様式第8号②               | 8点   |
| ○ 業務実施にあたり、法人内部の協力体制が確保できているか                 |  |                      |      |
| ○ 個人情報保護の具体的取組                                |  |                      |      |
| ○ 利用者の意見・要望に関する対応は妥当か                         |  |                      |      |
| ○ 災害時・緊急時における対応は妥当か                           |  |                      |      |
| <b>2-4 計画の合理性</b>                             |  | 様式第9号                | 4点   |
| ○ 事業費の収支予算計画は合理的か                             |  |                      |      |
| <b>3 事業の具体的な実施方針（40点）</b>                     |  |                      |      |
| <b>3-1 総合相談支援業務</b>                           |  | 様式第8号③－1<br>様式第8号③－2 | 8点   |
| ○ 高齢者等の相談を適切な支援につなげることができるか                   |  |                      |      |
| ○ 支援を要する高齢者の早期発見及び関係団体との連携の手法・具体性             |  |                      |      |
| <b>3-2 介護予防教室の実施及び介護予防普及啓発業務</b>              |  | 様式第8号③－1<br>様式第8号③－2 | 12点  |
| ○ 介護予防教室等開催の手法・具体性                            |  |                      |      |
| ○ 介護予防に関する知識等の普及啓発の手法・具体性                     |  |                      |      |
| <b>3-3 地域介護予防活動支援業務</b>                       |  | 様式第8号③－1<br>様式第8号③－2 | 12点  |
| ○ 介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援の手法・具体性                |  |                      |      |
| ○ 自主活動化支援業務の手法・具体性                            |  |                      |      |
| <b>3-4 地域ケア会議の開催及びネットワーク構築</b>                |  | 様式第8号③－1<br>様式第8号③－2 | 8点   |
| ○ 地区地域ケア会議の運用の手法・具体性                          |  |                      |      |
| ○ 区・地域包括支援センター・地区組織等との連携の手法・具体性               |  |                      |      |
| <b>4 総合評価（12点）</b>                            |  |                      |      |
| ○ 企画内容・業務全体のスケジュールは妥当か                        |  | 様式第8号③－2             | 12点  |
| 合計（委員1名の満点）※ 実施委員会委員7名により評価を行う予定              |  |                      | 100点 |

## 5 選定のスケジュール

| 時 期                  | 内 容                    |
|----------------------|------------------------|
| 令和7年10月16日（木）        | 参加意向申出書の提出期限           |
| 〃                    | 企画競争に関する質問の受付期限        |
| 令和7年10月27日（月）        | 応募書類の提出期限              |
| 令和7年11月上旬            | 事務局審査結果の通知             |
| 令和7年11月下旬から<br>12月上旬 | プレゼンテーション審査（ヒアリング）     |
| 令和7年12月上旬            | 選定結果の通知・公表             |
| 令和7年12月中旬            | 札幌市地域包括支援センター運営協議会での協議 |
| 令和8年3月下旬             | 契約締結                   |

## 6 選定結果の通知等

### (1) 選定結果通知

プレゼンテーション審査の対象者に対して、選定結果について文書で通知するとともに、札幌市ホームページに掲載する。なお、当該審査結果に疑義がある者は、通知書到達日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、疑義の申立てを書面（様式自由）により求めることができる。なお、当該書面の提出は申し出たうえで電子メールにより提出すること。

**電子メール [kaigoyobou@city.sapporo.jp](mailto:kaigoyobou@city.sapporo.jp)**

### (2) 選定結果の通知予定時期

令和7年12月上旬を予定している。

### (3) 準備行為等

札幌市中央区介護予防センター北一条運営事業の受託法人として、新たに当該地区を担当することになった法人（以下「受託予定法人」という。）は、選定後、令和8年4月1日から円滑な介護予防センター運営業務を実施するため、必要な準備行為を行うこととする。なお、令和8年3月31日以前に準備等に要した費用は、受託予定法人の負担とする。

### (4) 受託予定法人との協議・契約

本市は、選定後、受託予定法人と協議し、所定の手続きを経て委託契約を締結する。

なお、選定後の受託の辞退は原則として認められず、また、受託の辞退により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

### (5) その他

契約までの間に予防センターに関する業務を委託することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、業務委託契約を締結しない場合がある。

なお、この場合において、札幌市中央区介護予防センター北一条に係る業務及び運営のために支出した費用などについては補償しない。

## 7 留意事項

### (1) 接触の禁止

応募者が札幌市地域包括支援センター運営協議会委員、実施委員会委員及び本市職員並びに本件関係者に対して、本件についての接触をすることを禁止し、接触の事実が認められた場合には失格とすることがある。

### (2) 応募内容変更の禁止

応募書類等の内容を変更することは認められない。

### (3) 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

### (4) 応募書類の取扱い

応募書類等は、理由の如何に関わらず返却しないこととする。

### (5) 応募の辞退

応募を行った後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出することとする。

### (6) 費用負担

応募に関する費用は、すべて応募者の負担とする。

### (7) 提出書類の取扱い・著作権

応募書類等の著作権は、各応募者に帰属する。ただし、介護予防センターの運営に関する情報について公表をする場合及び本市が必要と認める場合には、本市において、応募書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

### (8) 追加書類の提出

本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合がある。

### (9) 資料等の目的外使用の禁止

本市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じる。

## 8 備考

(1) 募集要項に定めのない事項については、本市の指示によるものとする。また、募集要項は現在の制度及び介護予防センターの運営状況等をもとに作成したものであり、今後の国の動向等により変更する場合がある。

(2) 本事業に係る令和8年度予算が成立しなかった場合等においては、業務委託契約を締結しない場合がある。

## 9 関連する政省令等

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）
- (2) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- (3) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

- (6) 暴力団による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
- (7) 地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号）
- (8) 札幌市介護予防センター運営事業実施要綱
- (9) 札幌市介護予防センター運営事業実施要領
- (10) 令和7年度札幌市介護予防センター運営方針
- (11) 札幌市地域ケア会議推進事業実施要綱
- (12) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例
- (13) 札幌市競争入札参加停止等措置要領





**【問い合わせ先】**

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所本庁舎3階北）

札幌市保健福祉局介護保険課 担当： 延・吉本・松井

電話：011-211-2547 ・ FAX：011-218-5117

Eメールアドレス：kaigoyobou@city.sapporo.jp